

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第26号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市下水道事業経営審議会	<省略>	<省略>		瀬戸市下水道事業経営審議会	<省略>	<省略>
	<u>子どもの権利擁護委員</u>	<u>子どもの権利擁護に関する事務</u>	<u>3人以内</u>				
<省略>				<省略>			

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。